

大阪府教育委員会規則第七号

免許状更新講習の受講に関する規則の一部を改正する規則

免許状更新講習の受講に関する規則（平成二十一年大阪府教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(更新講習を受講できる者) 第二条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 府内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人(以下「府内学校法人」という。)の理事 三 府内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人(以下「府内社会福祉法人」という。)の理事</p> <p>(更新講習修了確認を受けるべき者) 第二条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 府内社会福祉法人の理事</p> <p>(更新講習を受ける必要がない者等) 第四条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 府内社会福祉法人の理事</p>	<p>(更新講習を受講できる者) 第二条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 府内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人(以下「府内学校法人」という。)の理事</p> <p>(更新講習修了確認を受けるべき者) 第三条 (略) 2 (略) 一・二 (略)</p> <p>(更新講習を受ける必要がない者等) 第四条 (略) 2 (略) 一・二 (略)</p>

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。